

3月の税務カレンダー

所得税・消費税 確定

国民健康保険税 第10期

注)長崎市ホームページより



令和4年度 税制改正大綱 その3

令和3年12月24日に令和4年度の税制改正大綱が閣議決定しました。
今回も、前回、前々回に引き続き一部ご報告します。

令和3年度の税制改正で謳われていた贈与税と相続税の一本化については、今回の令和4年度の税制改正では詳細な内容や改正時期の発表はありませんでした。生前贈与の節税が縮小・廃止されるのではないかと等案じられていましたが、具体的な改正は来年度以降に持ち越しになりました。

(1) 資産課税・・・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

① 適用期限の延長

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に贈与税が非課税となる制度の適用期限が延長されました。

改正前	改正後
令和3年12月31日	令和5年12月31日

② 非課税限度額の見直し

従前は住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期に応じて非課税枠が定められていましたが、改正により契約の締結時期にかかわらず、下記のとおりとなりました。

	住宅の種類	非課税限度額
①	耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,000万円
②	上記以外の住宅用家屋	500万円

③ 適用対象となる既存住宅用家屋の要件の見直し

中古住宅の場合の築年数要件が廃止されました。

改正前	改正後
その取得の日に以前20年以内 (耐火建築物は25年以内)に建築	廃止

* 耐震基準についても登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降であれば、その家屋は新耐震基準に満たしているものとみなし、耐震証明等が不要となります。

④ 受贈者の年齢要件が20歳以上から18歳以上に見直されました。

⑤ 適用時期

上記改正は、令和4年1月1日(年齢要件の改正は令和4年4月1日)以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税から適用されます。

ロシアによる「ウクライナ侵略」に反対します!